

# News Release

2018年 11月22日  
N I T E (ナイト)  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
製品安全センター (東京)

## 暖房器具の事故にご注意ください ～関東甲信越における事故を中心に～

### 1. 関東甲信越地方の暖房器具による事故

#### (1) 年度別事故発生件数と被害状況

2013年度から2017年度までの5年間でNITE(ナイト)が収集した製品事故情報<sup>※1</sup>において、関東甲信越地方の1都9県(茨城県、群馬県、埼玉県、山梨県、新潟県、神奈川県、千葉県、長野県、東京都、栃木県)で発生した暖房器具<sup>※2</sup>による事故は計308件あり、うち「火災」となった事故は201件ありました。また、月別の事故の件数は全国の傾向と同様に10月から増加し、1月に最も多く発生しているため、本格的な冬を迎えるこれからの季節は特に注意が必要です。暖房器具による事故について、関東甲信越の月別事故発生件数を図1、都県別の年度別事故発生件数を表1、被害状況別事故発生件数を表2、原因区分別事故発生件数を表3に示します。

※1 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含む。

※2 暖房器具の対象製品は、電気ストーブ、電気ファンヒーター、石油ストーブ、石油ファンヒーター、ガスストーブ、ガスファンヒーター、こたつ、ゆたんぼ、電気毛布、電気式床暖房、電気マット、電気カーペット。詳しくは全国版を参照。

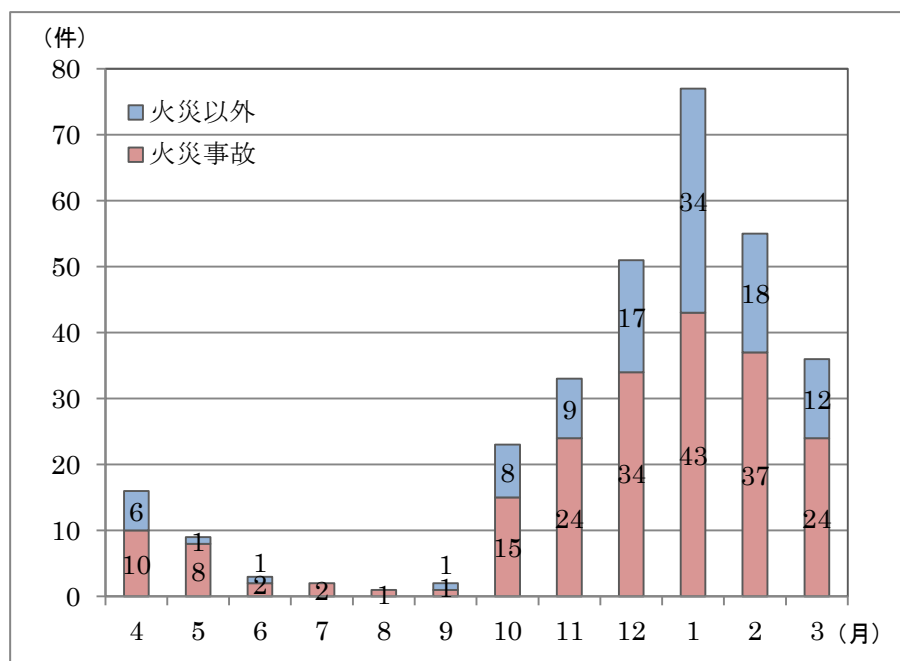


図1. 月別事故発生件数(関東甲信越地方)

表 1. 年度別事故発生件数

		茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計
事故発生年度	2013年度	5	2	19	14	8	29	2	3	6		88
	(内数)火災事故	(5)	(1)	(13)	(7)	(4)	(16)	(2)		(5)		(53)
	2014年度	1	8	8	9	5	15	1	3	2	1	53
	(内数)火災事故	(1)	(4)	(3)	(6)	(2)	(8)	(1)	(2)	(2)	(1)	(30)
	2015年度	3	3	12	9	10	13		2	5		57
	(内数)火災事故	(3)	(3)	(6)	(5)	(6)	(7)		(1)	(5)		(36)
	2016年度	2	3	14	7	9	14	2	4	1		56
	(内数)火災事故	(2)	(3)	(11)	(6)	(6)	(13)	(2)	(3)			(46)
2017年度	4	2	11	8	6	19	2		2		54	
(内数)火災事故	(4)	(2)	(8)	(6)	(5)	(7)	(2)		(2)		(36)	
合計		15	18	64	47	38	90	7	12	16	1	308
(内数)火災事故		(15)	(13)	(41)	(30)	(23)	(51)	(7)	(6)	(14)	(1)	(201)

表 2. 被害状況別事故発生件数<sup>※2</sup>

		茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計	
被害状況	人的被害	死亡	1	2	8	7	2		2			22	
		(内数)火災事故	(1)	(2)	(8)	(7)	(2)		(2)			(22)	
		重傷		1	5	4		6		2			18
		(内数)火災事故			(3)	(2)							(5)
	物的被害	軽傷	3	3	9	2	9	13		1	2		42
		(内数)火災事故	(3)	(1)	(5)	(2)	(5)	(10)		(1)			(27)
		拡大被害	7	8	22	24	15	46	4	4	11	1	142
		(内数)火災事故	(7)	(7)	(17)	(16)	(12)	(27)	(4)	(4)	(11)	(1)	(106)
		製品破損	4	4	19	9	10	25	1	4	3		79
		(内数)火災事故	(4)	(3)	(8)	(3)	(4)	(14)	(1)	(1)	(3)		(41)
被害なし			1	1	2			1				5	
(内数)火災事故												(0)	
合計		15	18	64	47	38	90	7	12	16	1	308	
(内数)火災事故		(15)	(13)	(41)	(30)	(23)	(51)	(7)	(6)	(14)	(1)	(201)	

※2 人的被害と物的被害が同時に発生している場合は、人的被害の最も重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。製品本体のみの被害（製品破損）にとどまらず、周囲の製品や建物などにも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

表3. 原因区分別事故発生件数

区分	事故原因区分説明	茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	総計	
製品に起因する事故	A	設計、製造又は表示等に問題があったもの	1	4	15	6	7	22	1	2	5	1	64
		(内数)火災事故	(1)	(3)	(5)	(3)	(3)	(9)	(1)		(4)	(1)	(30)
	B	製品および使い方に問題があったもの	1	1	2								4
		(内数)火災事故	(1)		(1)								(2)
	C	経年劣化によるもの	1		1			1		1	1		5
		(内数)火災事故	(1)					(1)		(1)	(1)		(4)
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	1		4	6	3	8					22
	(内数)火災事故	(1)		(3)	(2)		(6)					(12)	
	小計	4	5	22	12	10	31	1	3	6	1	95	
	(内数)火災事故	(4)	(3)	(9)	(5)	(3)	(16)	(1)	(1)	(5)	(1)	(48)	
製品に起因しない事故	D	施工、修理又は輸送などに問題があったもの					1	2				3	
		(内数)火災事故					(2)					(2)	
	E	誤使用や不注意によるもの	2	1	6	9	7	15	1	1	2		44
		(内数)火災事故	(2)		(4)	(7)	(4)	(7)	(1)		(2)		(27)
	F	その他製品に起因しないもの	2	2	7	8	3	8	1	3	2		36
	(内数)火災事故	(2)	(1)	(7)	(8)	(3)	(5)	(1)	(2)	(2)		(31)	
	小計	4	3	13	17	11	25	2	4	4	0	83	
	(内数)火災事故	(4)	(1)	(11)	(15)	(7)	(14)	(2)	(2)	(4)	(0)	(60)	
その他	G	原因不明なもの	4	6	17	11	9	17	3	5	5		77
		(内数)火災事故	(4)	(5)	(10)	(5)	(5)	(11)	(3)	(3)	(4)		(50)
	H	調査中のもの	3	4	12	7	8	17	1		1		53
		(内数)火災事故	(3)	(4)	(11)	(5)	(8)	(10)	(1)		(1)		(43)
	小計	7	10	29	18	17	34	4	5	6	0	130	
	(内数)火災事故	(7)	(9)	(21)	(10)	(13)	(21)	(4)	(3)	(5)	(0)	(93)	
	合計	15	18	64	47	38	90	7	12	16	1	308	
	(内数)火災事故	(15)	(13)	(41)	(30)	(23)	(51)	(7)	(6)	(14)	(1)	(201)	

原因区分別事故発生件数（表3）でみた場合、消費者の誤使用や不注意による事故（E区分）が44件あります。これらの事故は、製品の取扱方法を正しく認識して使用することで未然に防ぐことができます。事故防止のための注意事項として別送 News Release（全国版）の「気を付けるポイント」をご参照ください。併せて、製品に起因する事故（A、B、C及びG3区分）の未然防止については、特にリコール対象製品による事故も発生していますので、お使いの製品が、社告・リコールの対象となっていないかご確認ください。

## (2) 関東甲信越地方において発生した事故の事例

### ① 石油ストーブによる事故

- ・ 2015年2月、神奈川県、死亡、重傷

#### (事故内容)

石油ストーブに給油後、当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が死亡、1名が重傷を負った。

#### (事故原因)

カートリッジタンクを石油ストーブへ戻す際、ネジ式給油口の口金を十分に締めていなかったため、口金が外れて石油ストーブに灯油がかかり、その後の拭き取りが不十分な状態で点火したことでこぼれた灯油に引火し、事故に至ったものと推定される。

なお、取扱説明書には、「こぼれた灯油はよく拭き取る。」「給油口口金は確実に締め、給油口口金を下にして油漏れのないことを確認する。」「油漏れがある場合は、使用をやめる。」旨、記載されている。

### ② ゆたんぽによる事故

- ・ 2014年1月、東京都、重傷

#### (事故内容)

ゆたんぽをカバーに入れて使用していたところ、左足首に低温やけどを負った。

#### (事故原因)

ゆたんぽをふとんの中で長時間足に接触させて使用したため、低温やけどを負ったものと推定される。

なお、当該製品には、「低温やけどに注意」、取扱説明書には、低温やけどを防ぐために「ゆたんぽにカバーをした状態でも直接身体をあてたりすると低温やけどの原因となる。」「ゆたんぽは、絶対に身体へ接触しないようにする。就寝前にふとんから出す。」旨、記載されている。

### ③ こたつによる事故

- ・ 2014年1月、東京都、拡大被害

#### (事故内容)

電気こたつのこたつぶとんが焦げていた。

#### (事故原因)

使用者がやぐらの中にこたつぶとんを押し込んで使用したため、ふとんがヒーターの保護カバーと接触し、溶融して焦げたものと推定される。

なお、取扱説明書には、「掛けふとんがこたつ内のヒーターユニットに触れないようにする。火災の原因になる。」旨、記載されている。

## 2. 暖房器具による事故の再現実験映像について

以下の映像をご希望の場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### (1) 実験映像内容

- ① 石油ファンヒーター「ガソリン誤給油」(2. (2) 写真1)
- ② 電気ストーブ「4. 落下したタオルから発火」(2. (2) 写真2)
- ③ ゆたんぼ「3. ゆたんぼによる低温やけど」

### (そのほか)

- ④ こたつ「1. 座椅子の押し込み」
- ⑤ こたつ「2. 洗濯物の発火」
- ⑥ こたつ「3. 電源コードの発火」
- ⑦ こたつ「4. 温風ダクトの熱で変形」
- ⑧ ファンヒーター「1. 換気不足による不完全燃焼」
- ⑨ ファンヒーター「2. スプレー缶の破裂」
- ⑩ ゆたんぼ「1. ゆたんぼの破裂1」
- ⑪ ゆたんぼ「2. ゆたんぼの破裂2」
- ⑫ 石油ストーブ「1. ガソリンの誤給油」
- ⑬ 石油ストーブ「2. こぼれた灯油の拭き残しに引火」
- ⑭ 石油ストーブ「3. ずれた燃焼筒の異常燃焼」
- ⑮ 石油ストーブ「4. 燃焼筒を逆にしての異常燃焼」
- ⑯ 石油ストーブ「5. 可燃物が接触して発火」
- ⑰ 石油ストーブ「6. 給油時こぼれた灯油に引火」
- ⑱ 石油ストーブ「7. カートリッジタンクのふたを閉め忘れて漏れた灯油が引火」
- ⑲ 石油ストーブ「8. 燃焼筒内部の吹き返し現象」
- ⑳ 石油ストーブ「10. 変質灯油で異常燃焼のおそれ」
- ㉑ 電気カーペット「1. 破断した発熱体からの発煙」
- ㉒ 電気ストーブ「1. 洗濯物の落下」
- ㉓ 電気ストーブ「2. 洗濯物の接触」
- ㉔ 電気ストーブ「3. ふとんの接触」
- ㉕ 電気ストーブ「5. 地震による電気ストーブの火災」

(2) 実験映像例



写真1. 石油ファンヒーターにガソリンを誤給油して発火

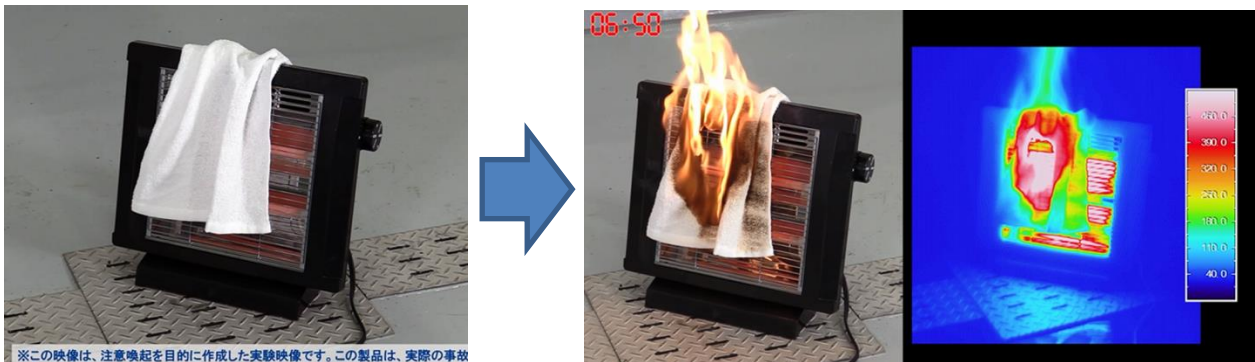


写真2. 電気ストーブに落下したタオルから発火

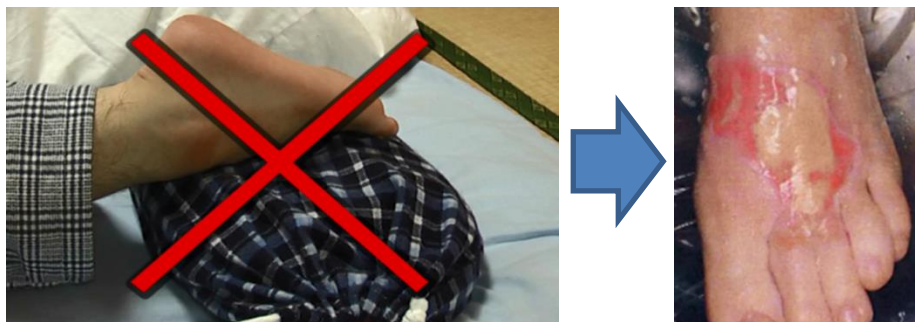


写真3. ゆたんぼによる低温火傷

(本件に関する問い合わせ先)  
 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10  
 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 技術業務課  
 担当者：松本（まつもと）、有山（ありやま）、佐藤（さとう）  
 電話：03-3481-1820